



私たち組合員は
法令遵守を行動指針に
消防設備の保守点検業務を通じて
地域社会の安心と安全に貢献します

保守点検業務は
再委託禁止の原則を遵守し
組合員自らが雇用した資格者により
適正点検を実施します

- 報告義務者が点検を無資格者に行わせると消防法第 44 条第 1 項第 11 号の罰則です
- 違反行為をした法人の代表者や従業員も 30 万円以下の罰金又は拘留に処せられます

組合員	56 社
常用従業員	611 人
うち消防設備士・消防 設備点検資格者等	409 人
電気工事士	170 人
防火設備検査員	69 人

組合設立 25 周年 令和元年度通常総会が開催されました！

— 創立 25 年、そして未来へ —



組合設立から 25 回目となる「令和元年度通常総会」が、令和元年 5 月 23 日(木) 午後 4 時 30 分から静岡市内(グランディエール・ブケトーカイ)で、ご来賓や賛助会員の皆様をはじめ多数の組合員の出席(約 50 名)のもと開催されました。

役員改選(再選)など 定刻に開会した通常総会では、西川和宏理事長(左写真)が、「25 年の組合活動は、現場で保守点検に従事する組合員・組合関係者の努力や貢献で成り立つものであり、今後も賛助会員やご来賓の皆様の連携や支援への感謝を

忘れず、未来に向け、組合員や関係の皆様と力を合わせ組合活動を推進していきたい」と開会挨拶。ご来賓からは、温かい応援のご祝辞をいただきました。議事では、決算・事業報告、予算・事業計画など全議案が、原案どおり全会一致で可決承認されたほか、役員改選(2 年ごと)が行われ、西川和宏理事長以下、現役員が全員再選されました。また、出席者全員の立会いのもと、第 25 回通常総会メッセージ「創立 25 年、そして未来へ」が、組合設立 25 年を通過点として、引き続き未来へと力強く歩み続け、県内外の皆様にも組合の取組への理解と連携を幅広く呼び掛けていくことを宣言。17 時 30 分、第 25 回通常総会は閉会となりました(引き続き開催された懇親会は次ページ)。

西川理事長挨拶・要旨「25 周年に寄せて」 「平成 6 年 7 月、防災設備業者 15 社が、共同受注と組合員配分を目的として協同組合を設立したのは、不適正業者の受注拡大に対処し、適正な業界の確立を目指すためです。平成 13 年 11 月には、国から官公需適格組合に認定され、消防法が定める適正点検の実施を通じ設立目的の実現に努めてまいりました。組合設立から 25 年、組合は組合員数 56 社・共同受注額 2 億 4 千万円と大きく成長。こうした中、近年、業法の未制定及び健全な業界の未確立に伴う諸問題が現実化しております。これを受け、組合は平成 30 年度から、業法制定を目指した取組を強化しました。引き続き、共同受注の拡大・組合員への配分確保を図り、業法制定や業界確立の実現に取り組んでまいりますので、ご支援・連携をお願い申し上げます。」



消防庁へ業法制定要望(平成 30 年 10 月)

来賓祝辞

厳しい日程を調整して、ご出席いただいた来賓の皆様にご心より御礼申し上げます。地域の安全・安心、地域経済（中小企業者の事業活動）の活性化という目的を共有する立場から力強い激励のご祝辞をいただきました。国から官公需適格組合の認定を受けた県知事設立認可の協同組合として、その責務と期待の大きさを組合員一同、再認識いたしました（ご祝辞要旨は下記に掲載）。

【静岡県議会議員 山田誠 様】 地域の中小企業者を組織化した協同組合により25年間の長きにわたり受注確保を図り地域経済を支えてきた取組に敬意を表するとともに、火災予防を含む今後の活動に期待する。

【静岡県議会議員 中沢公彦 様】 議員提案で実現した県条例（中小企業者の受注確保）、平成30年6月議会で可決承認された地方議会意見書（業法制定を要望）など地域の安全・安心、中小企業者支援に引き続き取り組む。

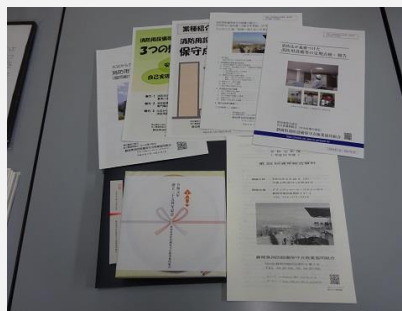
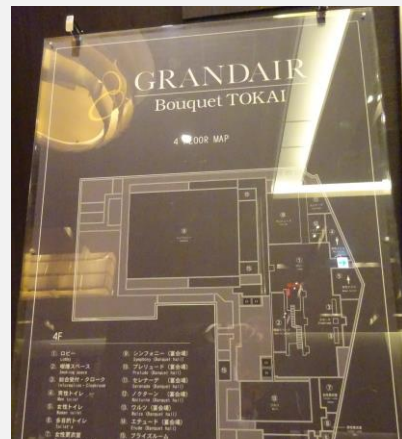
【静岡県議会議員 相坂摂治 様】 総会出席は今回が初めてだが、組合の取り組む消防用設備等の適正点検、官公需適格組合活動の意義など、県内自治体への組合活動の周知を通じ地域の安全・安心等に共に貢献していく。

【静岡県経済産業部 部長代理 三須敏郎 様】 全国に例のない官公需適格組合活動が静岡県内で展開されている。共同受注・組合員への配分確保だけでなく産業人材確保、BCP策定促進事業にも県と共に取り組んだ。

【静岡県危機管理部 消防保安課長 細沢光晴 様】 消防用設備等の保守点検を通じ地域の安全・安心確保に貢献されており、火災予防の推進を担当する立場から感謝と御礼を申し上げる。県もより一層の火災予防に取り組む。

【静岡県中小企業団体中央会 部長代理 中村佳樹 様】 組合の「提案型共同受注活動」は全国の中小企業者にとって先進事例とも言えるもの。全国中央会事例集に収録され県内外に広く情報発信させていただいた。

※ 中沢公彦県議は令和元年6月20日の県議会で第118代副議長に選出されました。



総会会場、配布資料

懇親会

組合員、賛助会員等が一堂に会して交流！

総会後の懇親会（杉山副理事長の進行）は、組合員をはじめ賛助会員（各防災機器メーカー静岡支社長・営業所長）、組合関係者（共同受注検査員、青年部会会員、組合員の支店長・営業所長）が、1年に1度、一堂に会して交流し情報交換を行う貴重な機会・場です。来賓の相坂県議、県中小企業団体中央会の中村部長代理にも参加していただきました。西川理事長の開会挨拶、高沢支社長（能美防災(株)静岡支社）の乾杯挨拶でスタートした交流は、堀部莞爾副理事長の中締め挨拶で散会（19時30分）となるまで、新組合員の参加もあり大いに盛り上がりました。



青年部会

“ 青年部会の充実、連携交流や業務の推進へ ”

— 令和元年度「第4回青年部会 通常総会」が開かれる —

第4回青年部会通常総会が、例年どおり親組合の通常総会に先立って開催され、堀部成信会長が「青年部会の創設（平成27年7月3日）から5年目を迎え、青年部会活動について会員相互の親睦を深めながら、親組合とも連携し活動の充実を図っていくので、ご協力願いたい」と挨拶後、議事に入りました。議事は、堀部成信会長が議長となり、平成30年度事業報告・決算、令和元年度事業計画・予算等のほか、役員選任（案）を原案どおり全会一致で可決承認し、閉会となりました。役員改選（2年ごと）では現役員が全員再選されています。



令和元年度通常総会議案（第25回）

- 第1号議案 平成30年度事業報告、決算諸表及び剰余金処分案の承認に関する件
- 第2号議案 理事及び監事の選挙に関する件
- 第3号議案 令和元年度事業計画及び収支予算決定の件
- 第4号議案 令和元年度賦課金徴収方法決定の件
- 第5号議案 借入金残高の限度額決定の件
- 第6号議案 新規組合加入者の加入手数料決定の件
- 第7号議案 役員報酬決定の件

◆◆◆ 理事会の開催、会計監査の実施 ◆◆◆

第5回理事会（共同受注結果の報告など） 7月16日（火）午後、第5回理事会が組合事務所で開催されました。議題は、令和元年度の共同受注結果（速報）、新潟県中小企業団体中央会「官公需セミナー」における理事長の講演報告、業法制定の国要望（案）、令和元年度第二・四半期以降の事業計画（案）等です。組合事務局によると、令和元年度の共同受注結果（速報）は受注18件・共同受注額2億4千万円（税抜き/対前年度比は▲1件減・約1千万円増）でした。

第4回及び第2回理事会（書面決議） 組合定款の規定に基づき、組合員の新規加入及び組合加入形式の変更承認に係る議案を審議するため、5月29日（水）に第4回理事会が、4月26日（金）には第2回理事会が開催（いずれも書面審議）されました。これらの結果、相互電池産業㈱浜松事務所の新規加入、みゆき防災㈱の組合加入形式の変更が全会一致で承認されました。

第3回理事会（役員を選任） 第3回理事会は、5月23日（木）開催された第25回通常総会の中で、新たに選任された理事が代表理事及び専務理事を選任するために開催されたものです。

第1回理事会と会計監査 通常総会の開催案（平成30年度事業報告・決算、令和元年度事業計画・予算等）などを議題とした新年度第1回目の理事会が4月10日（水）午後、組合事務所で開催されました。また、4月17日（水）には、会計監査（宇式、土谷監事による平成30年度会計帳簿等の実地検査）が、組合事務所で西川理事長及び杉山副理事長（総務担当）の立ち合いのもと実施されました。右写真は、会計監査の様子と組合事務所が入居する建物外観です。



静岡県消防設備保守点検業協同組合
第 25 回通常総会メッセージ

創立 25 年、そして未来へ

わが国が、新たな時代へと歩み始めた令和元年（2019 年）5 月、静岡県消防設備保守点検業協同組合（以下「組合」という。）は、組合設立から 25 回目の通常総会開催という節目を迎えています。

静岡県知事が設立を認可し、国から官公需適格組合の認定を受けた協同組合 25 年の歴史は、消防法が目的とする火災予防の推進を図るため、法令遵守による消防用設備等保守点検をただひた向きに実施してきた歴史であり、個人事業者を含む地域の中小企業者が単独では受注困難な官公需を、業界や業法の無い厳しい事業環境の中、共に力を合わせ業務や提供サービス等の改善努力を行い共同受注を実現することで、地域の経済や雇用確保に寄与、貢献してきた歴史です。

一方、組合及び地域の消防用設備等保守点検業者を取り巻く事業環境は、他業種からの参入拡大、原則業務再委託禁止を逸脱した再委託、無資格者による保守点検、歩掛りからは考えられないような安値受注の一般化など適正な保守点検確保への懸念が拡大し、その厳しさを増しています。また、業界としての危機管理体制づくり、高齢化し若年就業者が減少する産業人材の確保など、様々な課題も深刻化しています。

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、設立以来、一貫して自ら課題解決に取り組むだけでなく、現場の実態や改善提案を多くの方のご協力やご支援を得ながら、行政等の関係機関へ情報発信し課題解決に努めてきました。

本日、組合は組合設立 25 年を通過点として、共同受注の拡大・組合員への配分確保、未来における業界の確立及び業法の制定を組合活動の基本に置き、消防法が目的とする火災予防の推進、地域の安全・安心の確保、地域経済の更なる活性化のため、引き続き組合員をはじめ関係の皆様と力強く歩み続けるとともに、県内外の皆様にも組合の取組への理解と連携を幅広く呼び掛けていくことを、ここに宣言します。

令和元年 5 月 23 日

官公需適格組合
静岡県消防設備保守点検業協同組合
組合員及び組合関係者一同



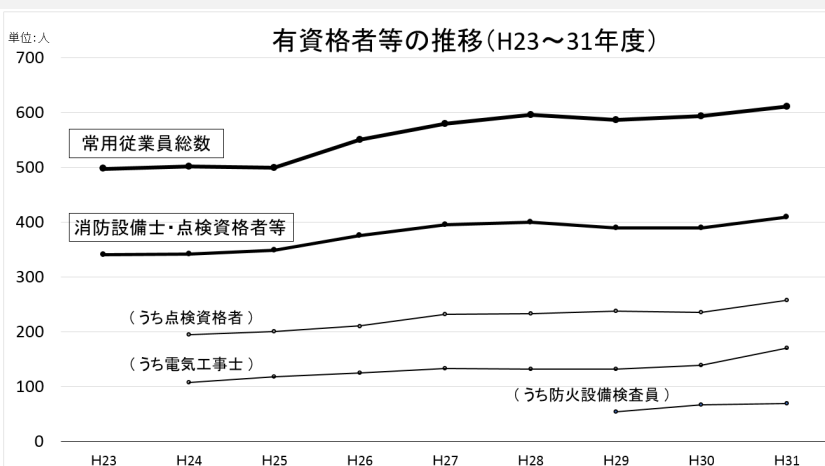
◆◆◆ 受注先等へ組合役員が挨拶(静岡県庁など) ◆◆◆



西川理事長と杉山副理事長は、7月16日(火)午前、静岡県庁(管財課、県教委事務局財務課、高校教育課)、静岡市教委事務局(教育施設課)、公益財団法人静岡県文化財団へ、また静岡県の消防行政を所管する県消防保安課へご挨拶に向きました(写真は上段の右→左へ紹介文の順)。

【令和元年度共同受注状況/令和元年7月16日現在】 静岡県庁舎、県立高校グループ、県内の関係市教育委員会(小・中学校等)など受注を確保。当組合が、平成28年度から取り組む「消防用設備等保守点検と防火設備定期報告検査」一括発注の提案は、静岡県庁舎、県立高校グループ、県内の関係市教育委員会で実現。引き続き、経費縮減と保守点検の質確保の観点から提案を継続していきます。

静岡県消防設備保守点検業協同組合の資格者等・集計結果(4月末現在)



当組合が、独自に毎年、実施している「組合員の資格者等調査」結果(令和元年5月1日)がまとまったので報告します。

調査の結果、常用従業員611人、消防設備士等409人、電気工事士170人、防火設備検査員69人等でした。参考情報として、当組合の有資格者等の推移をグラフ(左図)に、また全国の消防設備士数等(消防庁「消防白書」)を表(下表)にしてみました。産業人材の確保対策も、まずは実態の情報共有からです。

【参考】消防設備士、消防設備点検資格者(全国・人)

消防設備士	特類	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	合計
甲種(工事、整備)	3,515	140,454	43,984	38,059	288,662	34,786	-	-	549,460
乙種(整備)	-	38,473	12,010	10,963	94,234	18,328	259,207	191,957	625,172
計(H30.3.31)	3,515	178,927	55,994	49,022	382,896	53,114	259,207	191,957	1,174,632
計(H29.3.31)	3,212	174,925	54,502	47,605	373,684	51,478	251,019	188,474	1,144,899
計(H28.3.31)	3,047	171,334	53,254	46,339	364,486	49,951	243,612	185,324	1,117,347
計(H27.3.31)	2,839	167,891	52,063	45,274	355,789	48,542	235,457	182,022	1,089,877

注:「危険物取扱者・消防設備士試験・免状統計表」により作成、設備士の数は免状作成件数の累積である。

消防設備点検資格者	特種(特殊消防用設備等)	1種(機械系統)	2種(電気系統)	合計
計(H30.3.31)	700	155,221	146,517	302,438
計(H29.3.31)	687	152,322	143,811	296,820
計(H28.3.31)	672	149,422	140,994	291,088
計(H27.3.31)	652	146,533	138,202	285,387



◆◆◆ 新潟県中小企業団体中央会「官公需セミナー」 ◆◆◆ 西川理事長講演「活動概要と官公需受注活動」



西川理事長は、新潟県内の官公需適格組合関係者を前に訴えます。「消防用設備等保守点検業務の受発注において、悪貨が良貨を駆逐するようなことがあってはならない！」— 令和元年6月18日(火)午後、新潟県中小企業団体中央会を通じて新潟県官公需適格組合協議会から講演依頼を受け、西川理事長は、新潟市内のホテル会議室で、組合の「活動概要と官公需受注活動」について約1時間、講演を行っていました。

パワーポイント画面に沿って語る「消防用設備等保守点検業務の特性・概要、組合の設立目的、官公庁から共同受注するために実施したこと、今、何を目標してどんな取組を行っているか」等は、体験し実践する者だけが伝えられる多くの示唆に富むものでした。

講演の後、新潟県内の官公需適格組合関係者及び新潟県中小企業団体中央会職員の皆さんとの意見交換に参加した西川理事長は「地域や業種が違っていても、中小企業者を取り巻く厳しい社会・経済情勢は変わらない」との想いを強くしたとのこと。帰りの新幹線の車中、随行の仁科専務理事に語った感想です。

全国へ向けた情報発信のスタートは、山形県沖地震(M6.7・新潟市内震度5弱)という予期せぬ“おもてなし”もありましたが、私たち組合にとって多くの収穫と今後の可能性という素晴らしいお土産を持ち帰ることができました。今回の講演依頼のキッカケとなった全国中小企業団体中央会「先進組合事例集(当組合の取組が掲載)」と、静岡県中小企業団体中央会広報誌「中小企業静岡」掲載記事の検索は、次のとおりです。

→ 組合の取組(※) <http://jirei.chuokai.or.jp/newjirei/JireiPage.aspx> で検索
全国中小企業団体中央会「新たな官公需適格組合活動の創造で飛躍的成長を実現」

官公需適格組合の認定、地道な「提案型共同受注活動」の実践、また県や県議会、関係市の理解・連携等により共同受注額は拡大し組合員の加入も増加した。

→ 検索条件：静岡県、事業協同組合(連合会)、組合業種「すべてを選択」、
2018年度(平成30年度)、先進組合事例(組合資料収集加工事業)

◎静岡県中小企業団体中央会「中小企業静岡・2019年5月号・No786」

→ 私たち組合の取組が紹介されています。8ページです！

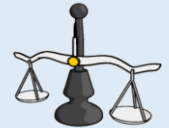
[https://www.siz-sba.biz/detail.html?no=786&_ga=2.95475868.](https://www.siz-sba.biz/detail.html?no=786&_ga=2.95475868.1673836443.1559340482-1582585664.1533505100#page=11)

1673836443.1559340482-1582585664.1533505100#page=11



写真左から万代橋、古町(ふるまち)、日本一長い川である信濃川河口のコンベンションセンター“朱鷺メッセ”

◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆
～ 相続法の改正 (2) ～



顧問弁護士 吉川友朗
静岡法律事務所
静岡市葵区馬場町 43-1
TEL 054-254-3205
FAX 054-253-5009

今回も相続法の改正についてお話しします。

前は、自筆証書遺言の改正について途中までお話ししたので、その続きをお話しします。

相続法改正前までは、自筆証書遺言を公的な機関で保管してもらうことはできませんでした。今回の改正によって、遺言者の本籍地・住所地または遺言者の所有する不動産の所在地を管轄する法務局において、自筆証書遺言書を保管することができるようになりました。

手続きは、遺言者自身が遺言書を該当する法務局に持参する形式となりますが、複雑な手続きではありませんので、気軽に活用できます（但し、代理人が持参することはできません）。

また、遺言書を法務局に保管してもらった場合は、検認という手続きは不要となります。なお、検認とは、相続人に対して、遺言の存在と内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など、検認の日現在における遺言書の内容を明確にして、遺言書の変造・偽造を防止するための手続きであり、家庭裁判所で実施されます。

なお、遺言書を法務局で保管してもらうメリットは、遺言書の紛失や破棄の心配がなくなること、形式不備で遺言書が無効になることはないこと、検認が不要となることです。

次に、今回の改正によって、遺贈の目的物が不特定物であっても相続開始時の状態で引き渡せばよくなりました。

ここで、遺贈とは、遺言によって財産を与えることであり、不特定物とは、取引当事者が単に種類、数量、品質等に着眼し、その個性を問題としていない物をいいます。例えば、中古車は特定物であり、牛肉10キログラムは不特定物です。

不特定物を引き渡す義務を負っている場合、牛肉10キロを例にとると、牛肉8キロしか持っていない場合には、どこからか牛肉2キロを用意して相手に引き渡さなければなりません。

今回の改正によって、例えば、遺言書の内容が牛肉10キロをAさんに与えるというものでありながら、相続財産には牛肉が8キロしかなかった場合でも、足りない牛肉2キロを購入して用意する必要はなく、Aさんに牛肉8キロを渡せば義務を果たしたことになるのです。

この改正によって、遺産を引き渡す義務を負っている人（通常は遺言執行者か法定相続人）の負担が軽くなりました。

組合員の異動（お知らせ）；

【 加入 】・相互電池産業(株) 浜松事務所 代表者 石原忠勝 浜松市東区 R1.5.1

【 変更 】・加入形式／みゆき防災(株) ➡ みゆき防災 R1.5.1

・代表者・住所／合同会社藤屋設備 代表者 岩成真央 ➡ 近藤奈央

浜松市東区 ➡ 浜松市北区 H31.4.1

・代表者／ニッコウプロセス(株) 代表者 堀部莞爾 ➡ 加藤裕介 R1.5

・住所／(株)共同設備 静岡市葵区竜南 ➡ 静岡市葵区長沼 H31.4.30

・住所／宮澤電池産業(株) 静岡市葵区竜南1丁目 ➡ 同竜南3丁目 R1.7.16

・事務所追加／セルコ(株) 磐田営業所 所長 柴田 圭 H31.2.12

賛助会員の異動（お知らせ）；

【 変更 】・名称／パナソニック(株)エコソリューションズ社 静岡営業所

➡ パナソニック(株)ライフソリューションズ社 静岡電材営業所 H31.4.1

・住所／能美防災(株)静岡支社 静岡市葵区竜南 ➡ 静岡市葵区長沼 R1.5.7

(敬称略)

当組合は、“官公需（かんこうじゅ）適格組合”です！

官公需適格組合は、国(中小企業庁)が「官公庁等の発注する業務(＝官公需)を責任を持ち施工・完遂できる協同組合」と認定した組合。静岡県消防設備保守点検業協同組合は平成13年11月16日に認定されました。法律(官公需法第3条)が「国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない」と努力義務を課す一方、静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済の活性化に関する条例(平成26年3月施行)では官公需適格組合への支援を明記しています。

一口メモ

一 消防用設備等保守点検業の官公需適格組合数は？ 一

当組合のウェブ検索結果(平成30年7月)では、全国に消防用設備等保守点検業務を行う協同組合は16組合、うち官公需適格組合は5組合がヒットしましたが、正確な実態把握はできませんでした。



>>組合員名簿

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	(株)北島電設	北島 実	浜松市東区	053-433-5303
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市沼北町	055-923-3363	久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019
鈴与技研(株) 東部営業所	岩崎 四郎	沼津市大諏訪	055-941-6481	サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中区	053-474-3837
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-265-9255	鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市東区	090-5118-8048
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
消防機材山治	福井 隆幸	静岡市葵区	054-247-0779	鈴与技研(株) 西部営業所	川村 孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	セルコ(株) 本社	西川 和宏	浜松市東区	053-463-1341
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	掛川営業所	高島俊太郎	掛川市園ヶ谷	0537-22-0119
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	磐田営業所	柴田 圭	磐田市今之浦	0538-31-8565
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	湖西営業所	藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
日興電気通信(株) 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762	相互電池産業(株)浜松事務所	石原 忠勝	浜松市東区	053-424-7552
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
平尾設備	平尾 鍊平	静岡市清水区	090-8186-6318	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
(株)プラスチック	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882	東海防災(株)	中村 仁志	浜松市中区	053-474-2627
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
宮崎サービス	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	ニッコウプロセス(株)	加藤 裕介	浜松市北区	053-439-1122
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	(株)日本防火研究所	市川 智也	浜松市東区	053-461-1373
アイエムサービス	岩本 良	浜松市東区	090-6396-4340	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	(同)藤屋設備	近藤 奈央	浜松市北区	053-542-0084
(有)遠州消防設備	神谷 正巳	磐田市天竜	0538-34-6574	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
太田防災	太田 清広	浜松市天竜区	053-925-2814	みゆき防災	野末 悠	浜松市北区	090-5454-2003
北沢防災設備(有)	北澤 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	ムラソー	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711

>>賛助会員名簿

会社名	代表者	住所	電話
TOA(株) 静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-340-0013
パナソニック(株)ライフソリューションズ社静岡電材(営)	内藤 孝夫	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	054-202-3811

理事長	西川 和宏	セルコ株式会社
副理事長	杉山 和幸	鈴与技研株式会社
副理事長	堀部 莞爾	ニッコウプロセス株式会社
専務理事	仁科満寿雄	事務局長兼務
理事	飯塚 勝	広伸防災株式会社
理事	吉川 友朗	静岡法律事務所
監事	宇式 三郎	株式会社アオイテレテック
監事	土谷 直人	ニッセー防災株式会社
事務局職員	鷺巣 節子	